

環境省・オフセット・クレジット認証運営委員会  
(事務局:気候変動対策認証センター)御中

平成 23年 3月 22日


## 検証結果の概要報告書

検証結果の概要について以下の通り報告いたします。

対象プロジェクト名			
京都・びわ湖地域 カシックス・油藤商事共同によるバイオディーゼル(B100)代替え事業			
GHG 検証機関			
当該プロジェクトにおける検証を行うにあたり、当該プロジェクトに関して一切の利害関係がないことを宣誓します。			
機関名	KPMG あずさサステナビリティ株式会社		
担当部署名			
責任者名	家弓 新之助		
責任者 E-mail	shinnosuke.kayumi@jp.kpmg.com		
責任者電話番号	06-7731-1304		
審査員名 <sup>i</sup>	レビュー担当者:魚住 隆太、齊藤 和彦、松尾 幸喜 検証業務チームリーダー:家弓 新之助 検証業務メンバー:長坂 芳充		
機関要件への合致	機関要件に合致している(オフセット・クレジット(J-VER)制度における暫定的な妥当性確認・検証機関に登録されている)。		
検証報告書発行日	2011年3月22日		
検証結果			
適用妥当性確認・検証ガイドライン	J-VER制度妥当性確認・検証ガイドライン Ver.1.2		
検証期間	2011年2月14日～2011年3月22日		
現地審査	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	期間	2011年3月4日～2011年3月4日





	<p>審査内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ モニタリング: 提出書類の検証: 事業者から提出された「J-VER制度に基づく温室効果ガス排出削減モニタリング報告書及び同別紙」(以下、「モニタリング報告書」)に記載されているモニタリング方法が実施されているかどうかについて、妥当性確認済みの「温室効果ガス排出削減プロジェクト計画書」と「モニタリング計画書」との照合、QA/QC体制などについての事業者への質問、モニタリング機器の実査を実施した。なお、モニタリングポイントと算定式の一部に変更があったため、変更の妥当性を検討した。</li> <li>・ 算定式: ベースライン排出量・プロジェクト排出量を算定するためのモニタリング項目が適切集計されているかについて、集計表と根拠資料(例: バイオディーゼルの請求書、車両運行記録、バイオディーゼル生産記録等)との突合、再計算、事業者への質問を実施した。</li> <li>・ 発熱量・CO2排出係数: 「モニタリング報告書」にある発熱量・CO2排出係数がJ-VER制度デフォルト値と一致しているかどうかについて、「オフセット・クレジット(J-VER)制度における温室効果ガス算定用デフォルト値一覧」との照合を実施した。</li> <li>・ サンプルング: 全件チェックに要する工数とサンプルング抽出に要する工数を勘案した結果、全件チェックが効率的であると判断し、100%とした。</li> <li>・ 修正事項の確認: 「モニタリング報告書」に修正が必要な事項が修正されているかどうかについて、事業者から再提出された「モニタリング報告書」の閲覧、再計算を実施した。</li> </ul>				
<p>排出削減・ 吸収量</p>	<p>年度</p>	<p>2008</p>	<p>2009</p>	<p>2010</p>	<p>2011</p>	<p>2012</p>
	<p>t-CO2</p>			<p>18</p>		
<p>検証結果の要約</p>	<p>当社は、環境省のオフセット・クレジット制度(以下、「J-VER制度」という。)に基づきカシックス(以下、「事業者」という。)が作成した「J-VER制度に基づく温室効果ガス排出削減モニタリング報告書及び同別紙」(以下、「モニタリング報告書」という)。について検証を行った。</p> <p>妥当性確認・検証ガイドラインは、モニタリング報告書に記載された排出削減量がJ-VER制度実施規則、適用される方法論及びモニタリング方法ガイドライン(以下、あわせて「J-VER実施規則等」という。)等及び登録済みプロジェクト計画書に準拠して作成されているかどうかについて確認することを求めており、当社は、当該確認のための合理的な基礎を得るために、妥当性確認・検証ガイドラインが定める手続及び当社が必要と認めた手続を実施した。</p> <p>手続実施の結果、当社は、モニタリング報告書に記載された排出削減量が、すべての重要な点において、J-VER実施規則等及び登録済みプロジェクト計画書に従って作成されているものと認める。</p>					

i 審査担当者、レビュー担当者、外部専門家を含み、それぞれの役割を記載すること。